

○男鹿地区消防一部事務組合廃棄物の処理に 関する要綱

平成30年7月19日
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に基づき、男鹿地区消防一部事務組合（以下「本組合」という。）が排出する廃棄物を適切に処理することを目的とする。

(処理責任等)

第2条 本組合及び当該職員は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 本組合及び当該職員は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第3条 本組合及び当該職員は、当該部署から排出される事業系一般廃棄物については、構成市村が定める一般廃棄物処理基本計画に従い、構成市村の行う処理に協力し、指示を受けなければならない。

2 本組合及び当該職員は、当該事業系一般廃棄物の処理方法については、構成市村の運用に留意しなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第4条 本組合及び当該職員は、当該部署から排出される産業廃棄物については、処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、講ずべき措置は、排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（平成29年環産産発1706201号。）により実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。